

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）の検査成績書において、該当しない検査項目欄の記載が認められたため、当該成績書を訂正	D	
2	1号機	炉心スプレイ系（A系）潤滑油ポンプ（3台中、1台）の操作スイッチに接点不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	所内用空気圧縮機のシリンダ軸シール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	蒸気タービン用主油タンクガス抽出機（A）の入口配管側本体パッキン部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）の過給機用潤滑油タンクへの潤滑油入口逆止弁のシートパスによる当該タンクレベルの低下現象が認められたため、随時、潤滑油を補給及び対応検討	C	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）の空気圧縮機（A・B）が、自動起動設定圧力以下でも自動起動しないため、当該圧力制御用圧カスイッチを点検・調整	D	
7	3号機	原子炉建屋（南西及び北西コーナー部）のトール室への入口階段と床との隙間が広く、つまづく危険性が高いため、当該部を点検・修理	対象外	
8	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）の定例試験において、当該ポンプ出口アキュムレータ下部の閉止栓よりほう酸水のリーク（1滴/6秒）が認められたため、定例試験を中止及び当該部を点検・修理	C	
9	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）の定例試験において、当該ポンプ出口アキュムレータ下部の閉止栓にほう酸水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（6台中、3台）の出口弁より異音の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	屋外飲料水配管のベント弁の保温材が破損しているため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	所内ボイラ（A缶）のドラム薬液注入配管の逆止弁に動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	タービン建屋換気空調系排気ファン（C）の軸受温度計に折損が認められたため、当該温度計を交換	D	
14	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）のスクリーン差圧検出部洗浄水入口弁の弁箱フランジ部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで